

令和2年度宮古島市国民健康保険税収納対策緊急プラン

国民健康保険税の収納率向上による国民健康保険財政の安定化を図るため、次のとおり収納対策緊急プランを策定し実施します。

1 資格・賦課の適正化

- (1) 他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨します。
- (2) 通知書が返戻となった者等について、居所不明者の実態把握及び居住確認調査を行い、不現住を確定し資格の適正化を図ります。
- (3) 所得未申告者（世帯）へ申告を促す通知を送付します。期間内に申告のない者については電話等により申告勧奨を行い課税の適正化を図ります。
- (4) 非自発的失業者の軽減措置、特別な事情（災害等）による減免制度の周知を行います。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免について速やかに対応します。

2 収納体制の充実強化

- (1) 職員の資質向上を図るため、県等の主催する研修会に参加します。
- (2) 国保指導員を配置し、納税指導等を行います。
- (3) 「宮古島市電話催告センター」を活用し、初期滞納者への早期接触を図ります。
- (4) 定期的に職員及び国保指導員とのミーティングを行い、知識及び技術のレベルアップを図り、情報の共有、事務処理の統一化、公正・公平な事務に努めます。

3 徴収方法の改善

- (1) 口座振替の勧奨を行います。
○新規加入時における窓口での勧奨 ○納税通知書送付時にチラシ同封
○口座振替利用者には、申告用納付済確認書を送付（1月）
○ペイジー口座振替受付の導入を検討し、手続きの簡素化を図ります。
- (2) 遡及加入者に対する初期納付相談を徹底します。
- (3) 督促状発送直後から電話催告を行い、新たな滞納者を防ぎます。
- (4) 納付相談の夜間窓口を開設します。（月2回）
- (5) 短期被保険者証の交付等、滞納者との接触の機会を多くつくり納税指導を行います。
- (6) 保険証未更新世帯、長期滞納者への臨戸訪問、文書催告等により納税指導を行います。
- (7) 分納誓約書の履行管理を強化し、不履行者に対しては電話催告等を行い履行を促します。
- (8) 徴収強化月間を実施します。
○保険証更新時の徴収強化（3月） ○出納整理期間の徴収強化（4月、5月）
- (9) 留学生・研修生等の外国人受け入れ先と協力し、届出、納付について確実に行うよう指導を行います。

4 滞納処分の実施

- (1) 特別な事情もなく滞納し、督促、催促にも応じない場合は、早期に財産調査を行い不動産及び預貯金等や給与の差押を実施し、滞納処分の強化を図ります。
特に1年以上の長期滞納者については、財産調査を行います。
- (2) 転出、他保険加入等により資格喪失の滞納者は、転出地の実態調査、他保険加入者の勤務先等を早期に調査し、給与差押等の滞納処分の強化を図ります。

5 その他（広報活動等）

- (1) 国保税納付についてのリーフレットを被保険者世帯へ送付します。
- (2) ケーブルテレビ、ラジオ、新聞等を利用し納期内納付、口座振替を勧奨、所得申告を促します。
- (3) 広報みやこじま、宮古島市ホームページ及び行政チャンネル、広報共同事業等を活用し、国民健康保険事業の周知、啓発を行います。